

# 電気需給約款

(高圧)

九州電力管内

2022年1月1日実施  
株式会社エナネス

# 電気需給約款

## 目次

<b>I 総 則</b> .....	<b>1</b>
1. 適用.....	1
2. 変更.....	1
3. 定義.....	1
4. 単位および端数処理.....	2
5. 実施細目.....	2
<b>II 電気需給契約の申込み</b> .....	<b>3</b>
6. 電気需給契約の申込み.....	3
7. 電気需給契約の成立および契約期間.....	3
8. 需要場所.....	3
9. 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	3
10. 電気需給契約の単位.....	3
11. 供給の開始.....	3
12. 供給の単位.....	4
13. 承諾の限界.....	4
14. 電気需給契約書の作成.....	4
<b>III 契約電力および料金</b> .....	<b>5</b>
15. 常時供給電力.....	5
<b>IV 料金の算定および支払い</b> .....	<b>7</b>
16. 料金の適用開始の時期.....	7
17. 料金の算定期間.....	7
18. 使用電力量等の算定.....	7
19. 料金.....	7
20. 料金の算定.....	7
21. 日割計算.....	7
22. 料金の支払義務および支払期日.....	7
23. 料金その他の支払方法.....	8
24. 延滞利息.....	8
25. 保証金.....	9
<b>V 使用および供給</b> .....	<b>10</b>
26. 適正契約の保持.....	10
27. 力率の保持.....	10
28. 契約超過金.....	10
29. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	10
30. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	10
31. 供給の停止.....	10
32. 供給停止の解除.....	11
33. 違約金.....	11
34. 供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	11
35. 損害賠償および債務の履行の免責.....	12
36. 設備の賠償.....	12
37. 不可抗力.....	12
38. 需給計画に係るお客さまの協力.....	12

<b>VI</b>	<b>電気需給契約の変更および終了</b> .....	<b>13</b>
	39. 電気需給契約の変更 .....	13
	40. 名義の変更 .....	13
	41. 電気需給契約の解約 .....	13
	42. 供給開始後の電気需給契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算 .....	13
	43. 解約等 .....	13
	44. 電気需給契約消滅後の債権債務関係 .....	14
	45. 料金単価の変更 .....	14
<b>VII</b>	<b>供給方法および工事費の負担</b> .....	<b>15</b>
	46. 供給方法および工事 .....	15
	47. 工事費負担金等相当額の申受け等 .....	15
<b>VIII</b>	<b>その他</b> .....	<b>16</b>
	48. お客さまにかかる個人情報の利用 .....	16
	49. 守秘義務 .....	16
	50. 反社会的勢力の排除 .....	16
	51. 管轄裁判所 .....	17
<b>附</b>	<b>則</b> .....	<b>18</b>
	1. 本約款の実施期日 .....	18
<b>別</b>	<b>表</b> .....	<b>19</b>
	1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 .....	19
	2. 電源調達費調整 .....	19
	3. 帳票発行手数料 .....	20
	4. 解約手数料 .....	20

## I 総 則

### 1. 適用

当社が、高圧需要に応じて、一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款に則り、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（高圧）（以下「本約款」といいます。）によります。

### 2. 変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の制定もしくは改廃により本約款の変更が必要な場合、消費税および地方税の税率が変更された場合、社会的経済的に当社に多大な影響を及ぼす事象が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を供給するときの供給条件や電気料金等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する方法または当社が適切と判断した方法により周知し、その効力は開示時点で生じるものといたします。
- (2) 本約款の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - イ 当社ホームページに記載する方法その他当社が適切と判断した方法により行うこと
  - ロ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること
  - ハ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称・住所、お客さまとの契約年月日、供給地点特定番号および当該変更した事項のみ記載すること
- (3) 本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまわらない内容の場合は、以下のとおり行うことについて予め承諾していただきます。
  - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること
  - ロ 契約変更後の書面交付をしないこと

### 3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧  
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 契約電力  
お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (3) 最大需要電力  
お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者により設置された30分最大需要電力計により計測される値をいいます。
- (4) 常時供給電力  
お客さまに常時供給する電気をいいます。
- (5) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (6) その他季  
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (7) 休日等  
日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日および個別条件書に定める日をいいます。
- (8) ピーク時間  
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (9) 昼間時間  
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (10) 夜間時間  
ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。
- (11) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。
- (13) 一般送配電事業者  
電気事業法第2条1項第9号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (14) 託送供給等約款  
一般送配電事業者が接続供給契約の内容を規定した約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
- (15) 接続供給契約  
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

#### 4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりいたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット（1kW）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時（1kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント（1%）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 5. 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## II 電気需給契約の申込み

### 6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (3) 一般送配電事業者が維持、運用する区域において、すでに高圧で電気需給契約を小売電気事業者等と締結し電気の供給を受けているお客様に限り、当社の電気需給契約に申込みできるものといたします。
- (4) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。
- (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (6) お客様は、一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客様に関する事項を遵守するものといたします。

### 7. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
  - ロ 当社またはお客様のいずれかから、契約期間満了に先立って電気需給契約の解約または変更の申出がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 8. 需要場所

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

### 9. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

### 10. 電気需給契約の単位

当社は、お客様に対し、原則として1需要場所につき、1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。ただし、需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合を除きます。

### 11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客様の電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

#### **12. 供給の単位**

当社は、原則として、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

#### **13. 承諾の限界**

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適切でないと判断した場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

#### **14. 電気需給契約書の作成**

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

### III 契約電力および料金

#### 15. 常時供給電力

##### (1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は次の区分に従って定めるものとし、具体的数値については、個別条件書（以下「条件書」といいます。）に個別条件として記載します。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その「1月」の最大需要電力と前「11月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

① 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降の各月の契約電力は、その「1月」の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

② お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む「1月」の次の月以降「12月」の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷設備等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降「12月」の期間で、その「1月」の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、契約電力の値の妥当性については一般送配電事業者による事前の確認を必要とする場合があります。

##### (2) 料金

常時供給電力の「1月」の料金は、次の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、基本料金単価および電力量料金単価は条件書に定めるものとします。

##### イ 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力とその基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

ただし、当該月に常時供給電力をまったく使用されない場合は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{常時供給電力基本料金単価} \times 0.5$$

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、当該「1月」を電気の使用期間とし、使用期間における時間帯ご



との常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価および電源調達費調整額から以下の算式により算定される金額とします。

電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+電源調達費調整額

ハ 力率割引および割増

力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 16. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として条件書に記載された供給開始日から適用いたします。

### 17. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める検針期間または計量期間（以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間等の終期までの期間または解約日の前日を含む検針期間等の始期から解約日の前日までの期間といたします。

### 18. 使用電力量等の算定

- (1) 使用電力量、最大需要電力等の計量および算定は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従って行われるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって、一般送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、託送供給等約款に定めるところにより、協議によって定めます。

### 19. 料金

料金は、15（常時供給電力）によって算定された料金の合計金額に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

### 20. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合
  - ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

### 21. 日割計算

- (1) 当社は、20（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = \text{「1月」の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および電気需給契約の解約日を除きます。また、20（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は変更のあった日から適用します。なお、検針期間等の日数は、それぞれ以下のとおりとします。

- ① 電気の供給を開始した場合  
お客さまに電気の供給を開始した日を含む検針期間等の日数。
- ② 電気需給契約を解約した場合  
解約日の前日を含む検針期間等の日数。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

### 22. 料金の支払義務および支払期日

- (1) 客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

- イ 原則として、一般送配電事業者から検針結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日とします。ただし、18（使用電力量等の算定）(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日といたします。
  - ロ 電気需給契約を解約した場合は、解約日以降に一般送配電事業者から検針結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日といたします。
- (2) 当社は、原則として、電気料金その他の請求額の明細書を当社Webサイトを通じて、お客さまに通知し、それをもってお客さまへの請求を行ったものとします。
  - (3) お客さまが、別途電気料金その他の請求額に係る請求書等の発行を希望される場合、別表3（帳票発行手数料）に定める手数料を支払うことを要します。
  - (4) 支払期日は、当社がお客さまに別途通知する日といたします。
  - (5) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、翌日以降の当社が定める休日以外の日といたします。

## 23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
  - イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
  - ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
  - イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
  - ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

## 24. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を23（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算

定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (4) 延滞通知手数料（330円）を合算して請求させていただくことがあります。

## 25. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だつて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
    - ① 他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
    - ② 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
  - ハ 当社が審査した結果、与信上懸念があると認められた場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、電気需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

## V 使用および供給

### 26. 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合など、当社とお客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適當と認められる場合には、お客さまは、すみやかに電気需給契約を適正なものに変更していただきます。

### 27. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 技術上必要がある場合、一般送配電事業者はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの「1月」の力率は、必要に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。

### 28. 契約超過金

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、当社の指定する支払期日までに支払っていただきます。

### 29. 需要場所への立入りによる業務の実施

一般送配電事業者は、託送供給等約款において必要となる業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

### 30. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとします。

### 31. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて、電気の供給を停止することがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路または

- 引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- ニ その他託送供給等約款に定めのある場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- ニ 29（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ホ 30（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- へ その他託送供給等約款に定めのある場合
- (3) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社または一般送配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適切な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (5) (1)から(3)によって電気の供給が停止された場合であっても、当社は、料金の減額等を行いません。

### 32. 供給停止の解除

31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社もしくは一般送配電事業者に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

### 33. 違約金

- (1) お客さまが31（供給の停止）(2)ロおよびハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

### 34. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、一般送配電事業者が、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者が維持および運営する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ロ 一般送配電事業者が維持および運営する供給設備の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
- ハ その他電気の供給上または保安上必要がある場合
- ニ その他託送供給等約款に定めのある場合

- (2) (1)の場合には、あらかじめその旨を広告その他によって、一般送配電事業者より、お客さまにお知らせします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)によって供給の中止または使用の制限もしくは中止がなされた場合であっても、当社は、料金の減額等を行いません。ただし、非常変災等一般送配電事業者の責によらない場合で、かつ、当社が認めた場合は、この限りではありません。

### 35. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送供給等約款に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および電気需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 31（供給の停止）によって電気の供給が停止した場合または43（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社は、一般送配電事業者の責めとなる理由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

### 36. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

### 37. 不可抗力

- (1) お客さまおよび当社は、次に定める不可抗力によって電気需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。
  - イ 地震等の天災地変が起きた場合
  - ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
- (2) (1)に定める不可抗力を原因として電気需給契約の継続が困難となった場合、お客さままたは当社は電気需給契約の一部または全部を解約することができます。この場合、お客さまは、電気需給契約を解約する旨を当社に対して解約希望日とともに書面で通知するものとし、解約に伴う損害はお客さま、当社ともに損害責任を負わないこととします。

### 38. 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送供給等約款に基づく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

## VI 電気需給契約の変更および終了

### 39. 電気需給契約の変更

お客さまが電気の電気需給契約の変更を希望される場合は、II（電気需給契約の申込み）に定める新たに電気の電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、変更を希望される場合の変更希望日は、原則として検針期間等の始期といたします。

### 40. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

### 41. 電気需給契約の解約

- (1) お客さまが電気需給契約の解約を希望する場合には、原則として解約希望日の3ヶ月前までに、当社に通知していただきます。
  - イ 当社は、一般送配電事業者に依頼し、原則として、お客さまから通知された解約希望日に供給を終了させるための適当な処置を行います。
  - ロ 当社との電気需給契約を解約し、他の小売電気事業者との電気需給契約に変更する場合の解約日は、お客さまが新たに電気需給契約を締結する他の小売電気事業者の供給開始日と同一の日といたします。
- (2) 電気需給契約は、43（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約期日に解約いたします。
  - イ 当社がお客さまの解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。
  - ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が供給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 42. 供給開始後の電気需給契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気需給契約を解約しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、電気需給契約の解約または変更の日に、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から当社に請求された料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

### 43. 解約等

- (1) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面でお知らせいたします。
  - イ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
  - ロ お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合



- ハ 本約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金その他本約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合
  - ホ その他、本約款等に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合
- (3) お客さまが、41（電気需給契約の解約）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

#### 44. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

#### 45. 料金単価の変更

当社は、料金改定が必要となる場合は、以下の各号に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。

- (1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面でお客さまに通知します。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで電気需給契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。本号による中途解約の場合には、お客さまおよび当社の双方は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。
- (3) (2)に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

## VII 供給方法および工事費の負担

### 46. 供給方法および工事

- (1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送供給等約款に基づき当社と一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行う場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。
- (3) 一般送配電事業者の供給設備、計量器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には、当該設備等は、原則として、お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

### 47. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

## VIII その他

### 48. お客さまにかかる個人情報の利用

- (1) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電気の利用状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。以下「お客さまに係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページに掲示いたします。
- (2) 当社は、お客さまに係る個人情報について、今後の電気供給業務その他の関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります

### 49. 守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約および電気需給契約に付随して締結された附則または覚書の存在および内容に関する情報を、内容に関連する書類一切を含め、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関して一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関および当社が指定する共同利用者に情報開示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。なお、本条の定めは、電気需給契約終了後5年間、有効とします。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

### 50. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、電気需給契約締結時および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
  - イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
  - ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
  - ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
  - ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、そ

の威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)

ト その他前各号に準ずる者

- (2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに電気需給契約を解約いたします。
- (3) 当社は、(2)によって被ったお客さまの損害について賠償の責めを負いません。

#### 51. 管轄裁判所

電気需給契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

## 附 則

### 1. 本約款の実施期日

本約款は、2022年1月1日から実施いたします。

## 別 表

### 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価  
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。
- (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用  
(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
  - イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
  - ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 2. 電源調達費調整

当社が電源調達を行うにあたり要する調達費用や市場価格の変動分を、電源調達費調整額として料金に還元または追加請求を行うものとします。

#### (1) 電源調達費調整単価

以下の算式により算式し、標準単価および毎月の電源調達費調整単価は当社ホームページに掲載する方法または当社が適切と判断した方法により通知いたします。

$$\text{電源調達費調整単価} = \text{電源調達費単価} - \text{基準単価}$$

電源調達費単価は、当社が電源の調達に要する費用（一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）の取引市場からの仕入費用、接続対象計画差対応補給電力および接続対象計画差対応余剰電力の料金を含みますがそれらに限りません。）の過去3ヶ月分を元に算定します。

基準単価は、電気料金設定および電源調達に係るコストを踏まえエリアごとに算定

し、毎年4月1日に見直しを行います。なお、当社が必要と判断した場合は、基準価格を改定することができるものとします。

(2) 電源調達費調整額

電源調達費調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された電源調達費調整単価を適用して算定いたします。

(3) 算定期間と適用時期

各電源調達費単価算定期間の電源調達費単価によって算定された電源調達費調整単価は、その電源調達費単価算定期間に対応する、電源調達費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各電源調達費単価算定期間に対する電源調達費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

電源調達費単価算定期間	電源調達費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る検針期間等

3. 帳票発行手数料

お客さまが電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を希望した場合、手数料(220円)を要します。

4. 解約手数料

当社は、お客さまの契約内容に応じて解約手数料を申し受ける場合があります。詳細は、当社とお客さまの間で締結する電気需給契約書に定めます。